

WORKING PAPER NO.

J-19

非営利組織の存在理由と活動環境  
—情報利用者指向的会計論にもとづく検討—

藤井 秀樹  
京都大学大学院経済学研究科

2001年10月

Graduate School of Economics  
Faculty of Economics  
Kyoto University  
Kyoto, 606-8501 JAPAN

J- 19

非営利組織の存在理由と活動環境  
—情報利用者指向的会計論にもとづく検討—

藤井 秀樹  
京都大学大学院経済学研究科

2001年10月

## 非営利組織の存在理由と活動環境 —情報利用者指向的会計論にもとづく検討—

### 1. はじめに

本稿は、会計学とりわけ情報利用者指向的会計論<sup>1</sup>の立場から、非営利組織の存在理由と活動環境のあり方について検討することを目的としている。

まず、本稿でいう非営利組織の定義を明らかにしておきたい。非営利組織のあり方に関する近年の最も代表的な先行研究の1つである Salamon[1992]は、(1)公式的に設立された組織であること、(2)民間組織であること、(3)利益分配をしないこと、(4)組織内部で自主的に管理されていること、(5)運営や管理にボランティアの参加を含むこと、(6)公共の利益に奉仕すること、という6つの特徴を備えた組織を非営利組織と定義している(pp.6-7)<sup>2</sup>。

この定義は、非営利組織の定義を国際比較<sup>3</sup>の観点から概念的に検討した Salamon and Anheier[1997]において、「最も適切で最も難点の少ない」(p.35)定義とされ、ほぼそのままのかたちで再提示されている<sup>4</sup>。さらにまた、経済社会における非営利組織のあり方を論じたわが国のいくつかの先行研究(たとえば小島[1998],4-5頁; 島田[1999],31-32頁)においても、当該定義が議論の出発点をなすものとして肯定的に引用されている<sup>5</sup>。

総じて、Salamon[1992]で提示された上掲の定義は、近年の非営利組織の基本的な特徴を包括かつ的確に捉えたものであり、先行研究においても広く受容された、その意味で一般的承認性のきわめて高い定義とみなすことができるであろう。したがって、本稿では、Salamon[1992]で提示された上掲の定義にもとづいて、以下の検討を進めていくことにする。ちなみに、Salamon[1992]で示された非営利組織の定義は、わが国の特定非営利活動法人(NPO)よりもかなり広い領域をカバーしており、その範囲は経済企画庁編[2000]でいう公益団体とほぼ一致する(図1参照)<sup>6</sup>。

<sup>1</sup> 情報利用者指向的会計論とは、AAA[1966]によって提唱された意思決定有用性アプローチに依拠した会計理論をいい、その用語法は興津[1989],2-4頁による。情報利用者指向的会計論という用語が、本稿での分析視角を表現するのにきわめて有効と判断されたために、この用語によることにした。なお意思決定有用性アプローチについては、藤井[1997],第3章において、筆者なりの観点からやや立ち入った検討を行っている。

<sup>2</sup> この定義は、Salamon[1999],pp.10-11でも、まったく修正されることなく、そのまま継承されている。

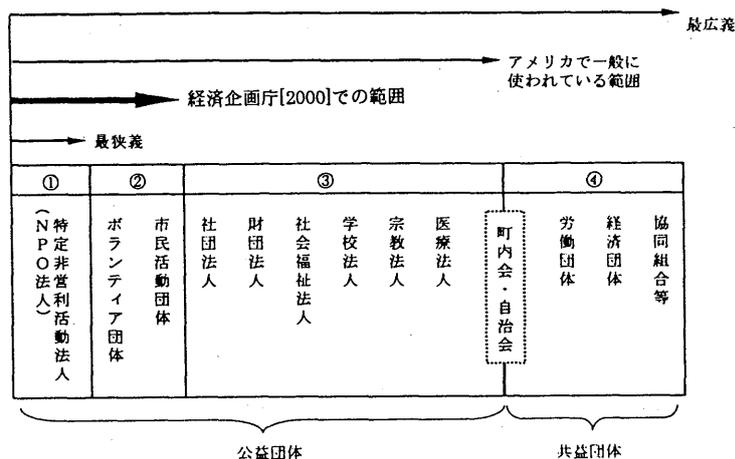
<sup>3</sup> Salamon and Anheier[1997]で検討の対象として取上げられているのは、フランス、ドイツ、イタリア、日本、スウェーデン、イギリス、アメリカの6カ国である。

<sup>4</sup> Salamon and Anheier[1997]では、(1)から(5)までの5つの特徴はそのまま再掲されているが、(6)の特徴である「公共の利益に奉仕すること」は捨象されている。(6)の特徴が捨象された理由は、明らかにされていない。

<sup>5</sup> Salamon[1992]の上掲の定義と類似した非営利組織の定義を、『ボランティア白書2001』編集委員会編[2001]にも見出すことができる。すなわち、そこでは、非営利組織を「自発的・主体的にさまざまな公益活動を、営利を目的とせずに行う民間の組織」とする定義が示されたうえで、当該定義におけるキーワードとして、①「自発的・主体的」、②「公益活動」、③「営利を目的とせず=非営利」、④「民間の組織」の4つが指摘されている(19-20頁)。これらのキーワードのうち、①はSalamon[1992]における(4)(5)の特徴に、②は(6)の特徴に、③は(3)の特徴に、④は(2)の特徴に、それぞれ対応するものとみなすことができるであろう。

<sup>6</sup> ただし、わが国のいわゆる行政委託型公益法人は、業務の独占や天下り人事の常態化など特殊な問題を多くか

図1 非営利組織の範囲



原注

- (1)各種資料をもとに当庁(当時の経済企画庁—引用者注)にて作成。
  - (2)まれに地縁組織である町内会や自治会をNPOに含めるときがある。
- (出所)経済企画庁[2000],130頁。引用者により一部改訂。

## 2. 非営利組織の2系統の存在理由

近年の関連文献を通覧すると、非営利組織の存在理由は、経済的機能にかかわるものと、社会的価値にかかわるものの2系統に大別されることが分かる。

この問題についても、Salamon[1992]での議論が参考になる。Salamon[1992]によれば、非営利組織の存在理由は、(a)歴史的経緯<sup>7</sup>、(b)市場の失敗、(c)政府の失敗、(d)多元的な価値と自由、(e)連帯の5つに整理できるとされる(pp.7-10)。このうち(b)と(c)は経済的機能にかかわるものであり、(d)と(e)は社会的価値にかかわるものである<sup>8</sup>。

市場の失敗は政府を生み出したが、非営利組織は市場の失敗を克服するために考案されたもう1つのメカニズムである。近年における政府の失敗は、政府部門に属さず自主的に管理された非営利組織の存在意義をさらに高める要因として作用している。総じて、これら経済的機能にかかわる存在理由は、民間のイニシアティブにもとづく非市場的な資源配分を内実とするものであり、非営利組織の定義を構成する上掲の6つの特徴のうち、とりわけ(2)(3)(4)に依拠した存在理由となっている。

他方、上掲(d)の存在理由は、非営利組織が国民の多元的な価値と自由を実現していくために大きな役割を果たしているということを指摘したものであり、(e)の存在理由は、非営利組織が国民の連帯感を表現するための機構となっているということを指摘したものである。総じて、これら社会的価値にかかわる存在理由は、ボランティア活動の発展に象徴される国民の新しい

かえており、これら法人が本稿でいう非営利組織に含まれるか否かについては議論の余地がある。本稿では、行政委託型公益法人は検討対象から除外している。

<sup>7</sup>ここで歴史的経緯とは、近代国家の成立以前に出現した自生的な自治組織や相互扶助組織などの発展をいう。これは、どちらかといえば、非営利組織の経済的機能にかかわるものであり、経済学の観点からは、非営利組織発展の歴史的経路依存性を説明する要因として位置づけることができるであろう。

<sup>8</sup>非営利組織の存在理由を検討した堀田[2000]は、非営利組織の主たる存在理由として、市場の失敗、政府の失敗、企業家機能、消費者支配の4つをあげている。これらはいずれも、非営利組織の経済的機能にかかわるも

価値観や交流形態に対応したものであり、非営利組織の定義を構成する上掲の6つの特徴のうち、とりわけ(5)(6)に依拠した存在理由となっている。

非営利組織の定義と存在理由に関する以上の議論を整理すると、図2のように図示することができるであろう。

図2 非営利組織の定義と存在理由の対応関係

非営利組織の5つの存在理由

- |              |   |   |
|--------------|---|---|
| (a) 歴史的経緯    | } | 経済的機能にかかわる存在理由<br>定義の要素(2)(3)(4)に主として依拠 |
| (b) 市場の失敗    |   |   |
| (c) 政府の失敗    |   |   |
| (d) 多元的価値と自由 | } | 社会的価値にかかわる存在理由<br>定義の要素(5)(6)に主として依拠    |
| (e) 連帯       |   |   |

3. 非営利組織に固有の存在理由とそれを支えるボランティアリズム

では、上記2系統の存在理由は、どのような関係にあるのであろうか。また、2系統の存在理由のうち、メインの存在理由はどちらであろうか。

いかなる組織であれ、その機能に経済的な意味のない組織は、経済社会において存立の基盤を持ちえない。この意味で、経済的機能にかかわる存在理由は、非営利組織が経済社会において存在するための前提条件といえることができる。その内実は、既述のように、民間のイニシアティブにもとづく非市場的な資源配分にある。この機能はとりわけ、非営利組織が有する非営利性(上掲(3)の特徴)と表裏の関係にあり、非営利組織が文字通りの「非営利」組織として存在する経済的根拠ともなっている。

しかし、利益分配を目的としない民間の自主管理組織という諸特徴と当該各諸特徴に依拠した非市場的な資源配分機能を、非営利組織に固有のもののみならずとみなすことはできないであろう。なぜならば、同様の諸特徴と経済的機能を有する組織は、非営利組織以外にも広く存在するからである。労働組合、信用金庫、協同組合、共済組合などのいわゆる中間法人(上掲図1の共益団体に相当)は、その代表的な事例である。

私見によれば、非営利組織に固有の存在理由は、経済的機能にかかわるそれだけでなく、社会的価値にかかわるそれにある。というのは、既述のように、社会的価値にかかわる存在理由には上掲(5)(6)の特徴が深く作用しているが、このうちとりわけ(5)のボランティアリズムを不可欠の特徴とする組織は、非営利組織以外に見当たらないからである<sup>9</sup>。「経済社会のあり方が大

のといえよう。非営利組織の存在理由については、小島[1998],6-8頁も参照せよ。

<sup>9</sup> しばしば、上掲(6)の特徴である公益性の有無が、非営利法人を非営利組織と中間法人に分かつ規準とみなされることがある(たとえば総理府編[2000],4頁)。しかし、公益性を有する法人には、電力会社、ガス会社、鉄道

きく変化しつつあり、国民がボランティア活動や NPO に参加することが交流を深める一つのきっかけになる」(1 頁)という基本認識のもとに非営利組織の役割と課題を論じた経済企画庁編 [2000]は、この点できわめて示唆的である<sup>10</sup>。すなわち、「ボランティア活動は〔本来的に…〕、社会にとって個別性が高い多様なニーズに対応することを得意分野としている」(経済企画庁編 [2000], 206 頁)のであって、非営利組織は、そうした特性を具備したボランティア活動に依拠することによってはじめて、他の組織には期待できない固有のサービスを国民に提供する存在となりうるのである<sup>11</sup>。

ちなみに、2001 年 3 月末時点におけるわが国の特定非営利活動法人の活動分野を集計すると、表 1 のようになる。そこから、非営利組織の「得意分野」の概要を鳥瞰することができるであろう。

表 1 特定非営利活動法人の活動分野(2001 年 3 月末現在)

活動分野	割合(%)
保険、医療、福祉の増進	62.6
社会教育の推進	38.4
他団体の運営等に関する連絡、助言、援助	33.8
まちづくりの推進	33.5
子どもの健全育成	33.0
環境保全	26.5
文化、芸術、スポーツの振興	25.7
国際協力	23.7
人権擁護または平和推進	14.5
男女共同参画社会の形成	9.2
災害救援活動	7.7
地域安全活動	7.5

(1) 2001 年 3 月末までに認証を受けた 3,800 法人の定款から集計。

(2) %は 3,800 法人に対する百分比を表す。

(3) 1 法人が複数の活動分野で活動する場合があるため、合計は 100%にならない。

(出所)内閣府 NPO ホームページ <http://www5.cao.go.jp/j-j/npo/000630bunya.html> の

資料により作成。

以上のことから、次のようにいうことができるであろう。2 系列の存在理由のうち、経済的

---

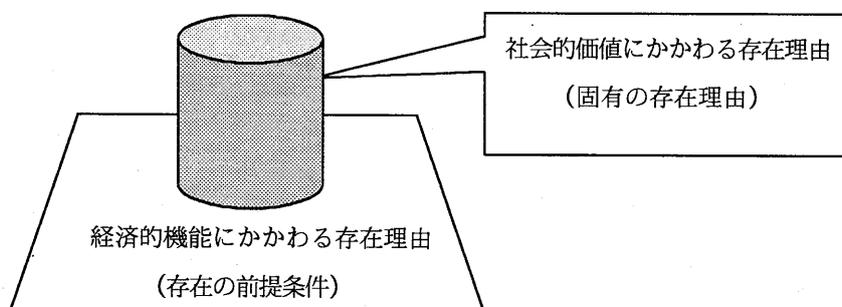
会社などの公益事業会社も含まれる。この場合、公益事業会社と非営利組織を分かつために、公益性に加えて非営利性の規準を併用することが必要になるのである。すなわち、以上のことから、公益性は非営利組織に固有の特徴とみなせないことが理解されるであろう。

<sup>10</sup> 経済企画庁編[2000]は、この基本認識に続けて、ボランティア活動が注目される理由として、ボランティアが創意工夫して提供するサービスの有用性が認められ始めていること、ボランティア活動が地域における暮らしの豊かさを高めるために大きな貢献をなし得ることの、2 点をあげている(1 頁)。

<sup>11</sup> この点については、島田[2000]も参照せよ。そこでは、非営利組織が独自のミッションを差別化戦略として採用することの有効性を強調する立場から、「ボランティアの存在、そしてボランティアの存在は非営利組織のスピリットである」(8 頁)との指摘がなされている。

機能にかかわるそれは、非営利組織が経済社会で存在するための前提条件である。しかし、それは、他の組織にも共有されているという意味で、非営利組織に固有の存在理由とはいえない。これに対して、社会的価値にかかわる存在理由は、他の組織にはみられない、その意味でまさに非営利組織に固有の存在理由となっている。今日の非営利組織のあり方に引寄せてさらに敷衍すれば、経済的機能にかかわる存在理由はサブの存在理由であり、社会的価値にかかわる存在理由はメインの存在理由であるということになるであろう。すなわち非営利組織においては、サブの存在理由である経済的機能の遂行を基底に据えながら、メインの存在理由である社会的価値の実現に向けた活動が展開されているのである。この2つの存在理由の関係をイメージ化して図示すれば、図3のようになるであろう。

図3 2つの存在理由の関係のイメージ



#### 4. 非営利性のパラドックス—ボランティアリズムとプロフェッショナリズムの両立—

経済的機能にかかわる存在理由がサブのそれであるとはいえ、それは決して、非営利組織の経済的側面を軽視してよいということを意味するものではない。既述のように経済的機能は非営利組織が経済社会において存在するための前提条件である。この前提条件を欠くならば、非営利組織のメインの存在理由である社会的価値の実現も不可能になる。

つまり、非営利組織といえども、市場経済との関係を抜きにしては存在しえないということである。そして、非営利組織のあり方をめぐる最も困難な本質的問題は、じつはこの点にあるといってよい。なぜならば、非営利組織は、その存在の前提条件である非市場的資源配分機能を、ほかならぬ市場経済のもとで遂行しなくてはならないからである。より端的に言えば、非営利組織は、その非市場性を市場のなかで実現しなくてはならないのである。ここに、非営利組織における「非市場性のパラドックス」を見出すことができるのである。

この「非市場性のパラドックス」は、非営利組織の運営においては「非営利性のパラドックス」として現れる。すなわち、非営利組織は、非営利を運営原則とするものの、サービス提供能力を維持するに足る財務的基盤は自律的に確保せねばならず、したがって、そのかぎりにお

いての「営利性」の追求はむしろ必要不可欠の課題となるのである<sup>12</sup>。

要するに、市場経済のもとで自律的組織として存在し続けるためには、非営利組織といえども市場経済の基本的ルールに服さねばならないということである。市場経済の基本的ルールを満たすための合目的的行動を、一般にマネジメントと呼んでいる。それは最も単純化していえば、同じ水準のサービスをより少ない経済的資源で提供するための行動、あるいは同じ量の経済的資源でより高い水準のサービスを提供するための行動である。

改めて指摘するまでもなく、そのようなマネジメントのスキルを培うためには、特別な教育・訓練と一定期間にわたる実践的経験が欠かせない。その意味で、マネジメントのスキルは、すぐれて専門的なスキルである。そのようなスキルを備えた人材は、まさに「経営者」(manager)と呼ぶにふさわしい。すなわち、非営利組織は、市場経済のもとで自律的組織として存在し続けるために、プロフェッショナルとしての経営者の存在を必要としているのである<sup>13</sup>。

とはいえ、再度繰り返していえば、非営利組織のそうしたプロフェッショナリズムは、あくまでも非営利組織が市場経済のもとで自律的組織として存在し続けるための前提条件にすぎず、それ自体が目的なのではない。したがって、非営利組織の経営者は、たんにマネジメントのスキルにとどまらず、非営利組織のメインの存在理由である社会的価値の実現についても(あるいは社会的価値の実現についてこそ)、深い理解と豊富な実践的経験を持つことが要請されるのである。

すなわち、以上を要するに、非営利組織がその存在理由を経済社会において積極的にアピールしていくためには、経営者を軸にしたボランタリズムとプロフェッショナリズムの両立が欠くことのできない課題となるのである<sup>14</sup>。それは、非営利組織における「非営利性のパラドックス」によって宿命づけられた課題といえよう。

## 5. プロフェッショナリズムを向上させるための環境整備

わが国の非営利組織においては一般に、有給・専従スタッフの層がきわめて薄いことから、マネジメントへの関心が往々にして希薄になりがちであり、またマネジメントへの関心が高い場合でも、マネジメント・スキルを備えた人材を確保するのは容易でないとされている(総理府編[2000],77-78頁;経済企画庁編[2000],149-150頁;『朝日新聞』2001年6月2日付夕刊)。こ

<sup>12</sup> かかる意味での非営利原則は、協同組合におけるそれと共通するものである。協同組合における非営利原則については、木元ほか[1993],163-165頁を参照せよ。

<sup>13</sup> もちろん、非営利組織が必要としているプロフェッショナルは、経営者だけではない。経済企画庁編[2000]や『ボランティア白書2001』編集委員会編[2001]によれば、ボランティアコーディネーターや活動領域の専門的知識・技術を持ったスタッフなど、非営利組織の活動それ自体にかかわるプロフェッショナルに対するニーズも、わが国の非営利組織の現場では非常に高いとされている。しかし、これらのプロフェッショナルについての考察は、情報利用者指向的会計論の立場から非営利組織の存在理由と活動環境を検討するという本稿の課題を越えたものとなるので、ここではそれに立ち入らないことにする。

<sup>14</sup> 公企業(public enterprise)の経営においては、従来から「公共性と企業性の調和」がその中心的課題とされてきた(たとえば遠山[1987],156-162頁)。こうしたパラドキシカルな課題は、市場の失敗を(少なくともその1つの)存在理由とする組織が共有する困難かつ宿命的な課題であるといえよう。

うした現状からすれば、ボランティアとプロフェッショナリズムの両立を図るうえでさしあたり優先的な課題となるのはプロフェッショナリズムの向上であり、そしてまたそれを促進するための環境整備であるといえよう。

非営利組織のプロフェッショナリズムを向上させるためには、実践的経験をつうじた経営者自身の不断の努力が何よりも重要となるが、そうした問題についての検討は本稿の課題を越えたものとなる<sup>15</sup>。したがって、以下では、非営利組織におけるプロフェッショナリズムの向上を促進するための環境整備に的を絞って、議論を進めていきたいと思う。

非営利組織におけるプロフェッショナリズムの向上を促進する環境整備の方策については、様々な観点から様々な提案が可能であろうが、ここでは情報利用者指向的会計論の観点から、資源調達制度の拡充とりわけ寄付の活性化と、会計制度の整備および情報開示の強化を提案したい。

### (1) 寄付の活性化

寄付の活性化の具体策としては、非営利組織への寄付に対する優遇税制の拡充とマッチングギフト制度の導入をあげることができる。

租税特別措置法等の一部を改正する法律(2001年3月30日公布)により、国税庁長官が一定の要件を満たすと認定した特定非営利活動法人に対して寄付を行った個人または法人に税額控除を認める制度が、2001年10月1日から導入されることになった。しかし、この制度では「徴税の論理が最優先」(『朝日新聞』2001年6月2日付夕刊)され、法律で規定された優遇措置が実際には利用しにくいものになっているという批判がなされている。こうした問題点を改善し、寄付者が利用しやすい制度に改正していく必要がある<sup>16</sup>。

マッチングギフト制度とは、社員がある団体に寄付をした場合、企業がその寄付金に上乘せして寄付金を拠出する制度であり、アメリカでは1960年代に導入された。社員にとっては自分が貢献したいと考える団体に対して個人の寄付金以上の金銭的貢献ができ、また企業にとっては社員の意向を尊重して社会貢献ができるというメリットがあるとされる<sup>17</sup>。こうした制度を、わが国でも早急に導入する必要がある。

以上のような寄付の活性化策は、非営利組織におけるプロフェッショナリズムの向上にとって、以下のような意味を持っている。

非営利組織に対する主たる資源提供者は、会員、利用者、政府、寄付者の4者である。会員は会費を、利用者は料金を、政府は補助金を、そして寄付者は寄付金を、それぞれ非営利組織に支払う。これらの資源提供者は、他の条件が同じであれば、より経済合理性の高い非営利

<sup>15</sup> こうした問題については、たとえば、吉田[1999]での議論が参考になる。

<sup>16</sup> 公益法人に対する寄付金および会費の税額控除問題に関する私見については、藤井ほか[1999],8頁も参照されたい。本稿でいう非営利組織には公益法人も含まれるので、税額控除問題に関する本稿での議論は公益法人も当然、その対象として意識したものとなっている。

<sup>17</sup> マッチングギフト制度の導入は、寄付の活性化の1つの方策として、経済企画庁編[2000]でも提案されてい

組織により多くの資源を提供しようとするであろう。そうすることによって、自分たちの資源が、より効率的にあるいはより有効に活用されることになるからである。したがって、より多くの資源を獲得しようとする非営利組織の経営者は、その運営において経済合理性を高めようとするインセンティブを持つことになる。以上の結果、経済合理性の高い非営利組織にはより多くの資源が集まり、その活動はさらに発展するという循環的連鎖が形成されることになる。こうした循環的連鎖のなかで、非営利組織におけるプロフェッショナリズムは漸次、向上していくことになるのである。

そのさい、資源調達制度の拡充策として寄付の活性化がとりわけ重要な意味を持つのは、寄付が本質的に寄付者の選好にもとづく行為であり、非営利組織に対する寄付者(市民)の評価が寄付金の多寡に影響することになるからである。したがって、会費・料金収入と並んで寄付金収入が非営利組織の主要な資金源泉となれば、非営利組織の広い意味での業績評価(非営利組織の存在理由の評価)における市民の役割はそれだけ増大することになる。その度合いに応じて、当該業績評価の実質的権限は、規制当局から市民の側に移ることになる。こうした実質的な規制緩和(規制当局の権限縮小)は、非営利組織の自主性と自律性を育み、プロフェッショナリズムの向上を促進する重要な要因となるであろう。

## (2) 会計制度の整備と情報開示の強化

しかしまた、そうであるがゆえに、非営利組織における会計制度の整備と情報開示の強化が欠かせないもう1つの課題となるのである。

既述のように、非営利組織が資源提供者から資源の提供を受けるためには運営の経済合理性を高める必要があるが、運営の経済合理性に関する情報は基本的には財務報告をつうじて資源提供者に伝達されることになる。したがって、非営利組織の財務報告においては、資源提供者の意思決定に役立つ目的適格的で信頼性のある情報が開示されなくてはならない。かかる情報開示において基軸となるのは、どのような源泉からどれだけの資源を調達し、それをどのような目的に使用したかを明らかにする「説明責任」(accountability)の履行である<sup>18</sup>。

より具体的には、アメリカの財務会計基準書第117号「非営利組織の財務諸表」で標準化されたような財務諸表制度<sup>19</sup>を導入するとともに、それにもとづく財務情報を、誰でも随時閲覧できるようなかたちで開示することが望まれる<sup>20</sup>。このような会計制度の整備と情報開示の強化が、非営利組織における自己規律の必要性を高め、ひいてはプロフェッショナリズムのさら

---

る。

<sup>18</sup> この点については、政府の説明責任に関する GASB[1987]の議論が参考になるであろう。

<sup>19</sup> 財務会計基準書第117号で標準化された財務諸表制度については、藤井[1998b]で筆者なりの紹介と分析を行っている。

<sup>20</sup> 具体的にはインターネットでの開示が考えられる。たとえば、政府は年内をめどに、国が所管する公益法人に対して、その財務資料をインターネット上で開示するよう要請する意向であると伝えられている(『日本経済新聞』2001年8月28日付夕刊)。この動きは、非営利組織に対する情報開示強化の先導的事例として位置づけられるであろう。

なる向上と社会的価値実現能力の一層の発展につながるのである。

さらに付言すれば、以上のようなプロフェッショナリズムの向上プロセスのもとでは、非営利組織の経営者は会計を内部管理目的にも意識的かつ系統的に活用するようになるであろう。会計は、資源提供者のための情報システムとしてのみならず、非営利組織の自己規律を高めるためのコントロール手段としても機能することになるのである。

## 6. むすびにかえて

以上によって、情報利用者指向的会計論の立場から、非営利組織の存在理由と活動環境のあり方について検討するという本稿の目的は、おおむね達成されたものと思われる。

本稿では、非営利組織が本来的に、経済的機能にかかわる存在理由と社会的価値にかかわる存在理由という2系列の存在理由を有することから、非営利組織の運営には「非市場性のパラドックス」と「非営利性のパラドックス」が宿命的に内在しており、これらのパラドックスを超克するためにはボランティアリズムとプロフェッショナリズムの両立が避けてとおれない課題となることを指摘した。この課題を遂行するためには、さしあたり非営利組織のプロフェッショナリズムを向上させるための環境を整備することが必要となるが、それはつまるところ、修正された市場メカニズムを非営利組織の活動環境として整備することに帰着する。それによって、非営利組織のメインの存在理由である社会的価値の実現も、よりよく達成することが可能となるのである。

そのさい、会計は、修正された市場メカニズムを期待どおりに機能させるための情報システムとして、そしてまた非営利組織の自己規律を高めるためのコントロール手段として、活用されることになるであろう。非営利組織における会計の役割は、今後ますます高まっていくものと思われる。

## 参考文献

- AAA[1966], Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory, *A Statement of Basic Accounting Theory*, AAA, 飯野利夫訳『アメリカ会計学会・基礎的会計理論』国元書房、1969年。
- Governmental Accounting Standards Board[1987], *Objectives of Financial Reporting, Concepts Statement No.1*.
- Salamon, L.M.[1992], *America's Nonprofit Sector: A Primer*, The Foundation Center, 入山映訳『米国の「非営利セクター」入門』ダイヤモンド社、1994年。
- [1999], *America's Nonprofit Sector: A Primer*, 2<sup>nd</sup> ed., The Foundation Center.
- and H.K. Anheier [1997], *Defining the Nonprofit Sector: A Cross-National Analysis*, Manchester University Press.

- 興津裕康[1989]『現代財務会計』森山書店。
- 経済企画庁編 [2000]『国民生活白書—ボランティアが深める好縁—』平成12年度。
- 小島廣光 [1998]『非営利組織の経営—日本のボランティア—』北海道大学図書刊行会。
- 木元錦哉、高瀬雅男、正田彬、高橋岩和[1993]『協同組合と法』三省堂。
- 島田 亘[1999]『非営利組織のマネジメント』東洋経済新報社。
- [2000]「ミッションベイスト・マネジメント」『公益法人研究学会誌』Vol.2、1-9頁。
- 総理府編[2000]『公益法人白書—公益法人に関する年次報告—』平成12年度。
- 遠山嘉博 [1987]『現代公企業総論』東洋経済新報社。
- 藤井秀樹[1997]『現代企業会計論—会計観の転換と取得原価主義会計の可能性—』森山書店。
- [1998a]「公益法人における公開書類の真性担保システム」『月刊公益法人』第29巻第6号、4-12頁。
- [1998b]「非営利組織体のコントロールと会計の役割」『組織科学』第32巻第1号、16-26頁。
- 、小宮徹、入山映、川崎貴嗣[1999]「特別座談会—検証・公益法人の情報公開：その意義その是非その効用」『月刊公益法人』第30号第1号、4-26頁。
- 堀田和宏 [2000]「『非営利組織の形成理論』—非営利組織はなぜ存在するのか—その1」『商経学叢』第46巻第3号、193-216頁。
- 『ボランティア白書2001』編集委員会[2001]『ボランティア白書2001—責任を共にする未来社会へのデザイン—』社団法人日本青年奉仕協会。
- 吉田忠彦[1999]「これからの非営利組織の経営者リーダーシップ」『非営利法人』No.651、12-16頁。